

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理について市長等の責務を明らかにするとともに、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図り、あわせて債務者に対する適切な措置を講じ、もって健全な財政運営及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 市長等 市長及び上下水道事業管理者をいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。次号において同じ。）以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令及び条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

- 2 市長等は、市の債権について債務者の収入状況、滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長等は、市の債権の管理に関する事務の遂行に当たり、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の利用勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、別に定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。

(遅延損害金)

第6条 市長等は、私債権について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の規定により督促を受けた者が、当該督促に係る私債権を履行する場合において、契約に別段の定めがあるものを除き、その私債権の額が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に、その履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による割合をいう。）を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。

- 2 前項に規定する法定利率は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 遅延損害金を徴収する場合において、その徴収した金額が当該遅延損害金の額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、債務者との合意により、その徴収した金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てるものとする。
- 4 市長等は、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金（長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和39年長崎市条例第23号）第3条の規定により徴収する延滞金をいう。）、遅延損害金その他徴収金（以下「延滞金等」という。）を請求する権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が非強制徴収公債権等につきその責任を免れたとき。
 - (3) 私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められるときを除く。）。
 - (4) 令第171条の2の規定による強制執行等又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとつたにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかつた場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとつた場合において、当該徴収停止の措置をとつた日から相当の期間を経過した後においてもなお債務を履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、相続人がその債務について限定承認をした場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権等及び延滞金等を請求する権利を放棄したとき並びに次項の規定による報告があつたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 3 上下水道事業管理者は、第1項の規定により非強制徴収公債権等及び延滞金等を放棄したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（令5条例64・一部改正）

（債務者情報の利用）

第8条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令又は他の条例の規定に従い、当該市の債権の債務者に関する情報（市長等が別に定めるものに限る。）を同一の実施機関（長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）第2条第2項に規定する実施機関（地方独立行政法人長崎市立病院機構を除く。）及び議会をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事

務以外の事務に利用してはならない。

- 3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を本市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(令4条例40・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定(第6条の規定を除く。)は、この条例の施行の日前に発生した市の債権についても適用する。

附 則(令和4年12月20日条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月6日条例第64号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月17日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月17日から施行する。